

第2回

相模原市内中小企業の皆さまへ



生産性向上支援補助金



国の重点支援地方交付金活用事業



事前申請
受付期間

9月14日(月) 9:00～
9月16日(水) 17:00

※先着順ではございません

補助上限
最 大

1,000 万円

※予算上限を超えた場合は抽選により補助対象者を決定します

対 象 者	相模原市内に事業所を有し、市内事業所において労働生産性の向上に資する設備投資を行う 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（みなし大企業を除く） ※第1回で補助を受けた事業者は対象となりません
申 請 要 件	労働生産性を 3年間で9%以上 向上させる事業計画であること
補 助 率	補助対象経費の 2/3 以内 ※市外事業者からの調達の場合は 1/2 以内
補助対象経費	機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェアなど 対象例：工作機器、自動検査装置、自動精算機、建設機械など ※エアコン、パソコン、自動車等対象外経費となるものがあります。詳細はHPをご確認ください。
補 助 事 業 実 施 期 間	令和8年4月1日（水）～令和9年2月12日（金）まで ※期間中に支払完了したものに限りです。
問 合 先	相模原市中小企業生産性向上支援補助金 事務局 電話 042-851-3560 運営時間：平日9時～17時（土日祝を除く）



STEP
1

事前申請

9月14日9:00 ~ 9月16日17:00

事前申請では、「企業情報」、「相談先（相談予定）の支援機関」を入力していただき、申請金額の根拠となる「見積書」と、「補助事業等計画書（仮）」を添付していただきます。

事務局による確認

補助対象外経費が含まれていないか、生産性の向上に資する設備投資であるか、等について事務局による確認を行います。

※申請期間以降は見積書や補助事業等計画書（仮）の修正はできません。

確認を行った結果、補助対象と認められる申請の総額が予算上限を超えた場合、**抽選**により補助事業対象候補者を決定します。

STEP
2

結果の通知

10月上旬～中旬

事前申請の内容に問題が無いと判断した場合、補助事業対象候補者として決定した旨をメールにてご連絡します。なお、抽選となった場合は当落選結果についてご連絡いたします。

STEP
3

支援機関への相談・支援機関によるヒアリング

11月中旬迄

補助事業対象候補者となった方については、補助事業等計画書の作成について、次のいずれかの支援機関にご相談ください。

・相模原市産業振興財団 ・相模原商工会議所 ・さがみはら産業創造センター（SIC）
・藤野商工会 ・相模湖商工会 ・津久井商工会 ・城山商工会

STEP
4

本申請

11月30日迄

事前申請で付与された「事前申請受付番号」を記載いただいた上で、次の必要書類をフォームに添付する形で申請を行っていただきます。

・補助金申請書 ・補助事業等計画書 ・誓約書及び同意書 ・全部事項証明書の写し
・納税証明書等の写し ・決算書類（直近）の写し

STEP
5

実績報告

2月12日迄

補助対象となる設備等の納品・支払いが完了しましたら、実績報告フォームから実績報告を行っていただきます。

※実績報告及び請求が確認できましたら、1ヵ月程度を目途に指定口座に振込いたします。
※補助金の受領にあたり、市からのモニタリング調査に5年間ご協力いただきます。